美幌町自治基本条例を生きた条例にするための

アクションプラン

平成30年度の実施結果

取組事業数 42 事業

取組状況 実施中 19 事業

完了23事業

令和元年6月

美幌町自治基本条例庁内推進委員会

1 はじめに

美幌町自治基本条例を生きた条例にするための

「アクションプラント策定の趣旨

平成23年4月に施行された美幌町自治基本条例は、本町の自治の基本となる理念や原則を定め、これらを実現するための基本的な仕組みを明らかにしています。

地方分権改革の進展により、国から地方へ権限が徐々に移ってきており、この流れは今後も続くことが予想されます。それは、地域のことは、その地域の人が自らの責任において決めていくことを意味し、これまで以上に、その自治体がどのようなまちづくりを進めて行くかによって、自治体の間に大きな開きがでてくることを意味します。このような中、美幌町のまちづくりの方向性を決めるに当たっては、より多くの町民の皆様と話し合っていく必要があります。さらに、その実践に当たっては、町民、議会、行政が一体となり協力していかなければなりません。

美幌町自治基本条例を制定しただけで終わらせては何の意味もありません。条例に基づき 行動を起こすことにより初めて生きた条例となります。

この条例の目的である「町民主体の自治」を実現するための取り組みをまとめたのがこの「アクションプラン」です。

•	平成23年1	1月	策定
•	平成24年	4月	実施結果策定公表
•	平成25年	4月	実施結果策定公表
•	平成26年	4月	実施結果策定公表
•	平成27年	5月	実施結果策定公表
•	平成28年	7月	実施結果策定公表

● 平成29年 7月 実施結果策定公表

● 平成30年 5月 実施結果策定公表

● 令和 元年 6月 実施結果策定公表

体系図 1

関連条文

アクションプラン名

具体的なプランの内容

第2章 情報共有

第5条 情報の共有 第6条 情報の提供 第7条 説明責任 第8条 情報公開 第9条 個人情報保護 第10条 町民の意見等

第11条 会議の公開

①情報公開の推進

周知用パンフレットの作成

運用マニュアルの作成

審議会等の会議の公開に関する条例の制定

②情報提供の推進

各担当によるHP更新体制の整備

ホームページの内容の改善

|積極的な情報提供

③公文書の適正な管理

ファイリングシステムの導入の検討

公文書管理条例の検討

公文書の手引きの作成

第3章 町民参加

第12条 町民参加の基本 第13条 町民参加の対象 第14条 町民参加の方法 第15条 提出された意見等 の取扱い

第16条 審議会等の委員の

選任

④町民参加の機会の拡充

青少年・子どもの町政への参加の推進

女性の町政への参加の推進

町民参加対象施設に関する規則の制定

町民が参加しやすい手法の検討

審議会等の見直し

審議会等の委員の公募に関する条例の制定

パブリックコメント手続条例の制定

第4章 住民投票

第17条 住民投票 第18条 住民投票の請求等 ⑤住民投票制度の創設

住民投票条例及び施行規則の制定

住民投票制度の周知

第6章 協働・コミュニティ

第22条 協働の推進

⑥協働の推進

協働事業を推進する制度の検討 協働指針・マニュアルの作成

関連条文

アクションプラン名

具体的なプランの内容

第9章 行政運営

第36条 総內運納 第37条 財政政 第38条 行政政 第40条 行政政手続 第40条 政機 第41条 危機 第42条 允機 第43条 ⑦総合計画の適正な運用

実施計画の進捗管理

総合計画と他の計画との整合性

第6期総合計画策定及び検討内容の公表

総合計画条例の検討

⑧健全な財政運営

中長期の財政計画の策定

予算、決算、財政状況等分かりやすい資料の作成

⑨行政評価システムの再構築

行政評価システムの構築

行政評価条例の検討

⑩行政改革の推進

第5次実施計画の策定

⑪行政手続制度の適正な運用

審査基準の検証

標準処理期間の設定・公表

⑫政策法務の推進

政策法務推進体制の整備

③危機管理体制の整備

地域防災計画の見直し

各種マニュアルの作成

防災体制の整備

個公益通報制度の創設

法令遵守推進条例の制定

第11章 条例の見直し等

第48条 条例等の見直し 第49条 美幌町自治推進委 員会 |⑮条例の進捗管理

自治基本条例庁内推進委員会の設置·運営 自治推進委員会の設置、運営

条例の周知

町民への周知又は職員の研 修等 16住民への周知

説明会・ワークショップ等の開催 「まちづくりすいしんニュース(仮称)の発行

子ども向けパンフレットの作成

⑪職員研修

職員研修の実施

2 アクションプラン (平成30年度において実施中の事業)

第2章 情報共有

アクションプラン

2

「情報提供の推進」

現状と課題	情報の共有を進める上で最も重要なものは、行政が保有する多くの情報を町民に提供していくことであると考えます。現状の広報媒体による提供に加え、新たな提供手法の検討を進めていく必要があります。 また、現代社会においてホームページは、重要な情報提供の手段です。平成27年度に町ホームページをリニューアルしましたが、さらに幅広い情報を迅速に提供できるようにする必要があります。
今後の取組	●各担当によるHP更新体制の整備●ホームページの内容の改善●積極的な情報提供

※HP=ホームページ

【担当:まちづくりグループ・全グループ】

取組	組内容	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成 2	6年度	平成 2	7 年度	平成28	8 年度	平成2	9 年度	平成3	0年度
	的な情報 是供	提供手法の検討				完	検討結果に基づく実施							
		地域サス	ポーター制]度活用の	検証	了			検証	E結果	に基づ	く実施		
		【現状・今	後の方向	性】										
進	実施中	に情報コ	「」講座及で ーナーを記 ことにより、	受置するな	ど新た	とな手	去で情幸	设を提	供してい	ヽます	。地域	サポー	-ター#	訓度も

第3章 町民参加

アクションプラン 4

「町民参加の機会の拡充」

明民参加は、町民主体のまちづくりを進めるうえで、最も重要な要素です。本町の町政への町民参加の現状は、行政が策定する各種計画やその見直しに当たり、審議会等やアンケート調査、パブリックコメントなどにより町民の皆様から意見をいただいております。今後、さらに町民主体のまちづくりを進めて行くためには、ワークショップや参加型パネルディスカッションなど新しい手法により、今まで以上に多くの方から意見をいただくことが必要であり、特に、女性や将来の担い手である子どもの町政への参加を推進していく必要があると考えます。

●青少年・子どもの町政への参加の推進
●町民参加対象施設に関する規則の制定
●町民が参加しやすい手法の検討
●審議会等の見直し
●パブリックコメント手続き条例の制定

【担当:まちづくりグループ・社会教育グループ・全グループ】

取紀	組内容	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
	F・子ど T政への D推進	先進事例の 組内容の検 ・ 子ども条例等 調査・研究	討終		芸イラスト部に自治基本条例 「成	マンガ版自治基本条例の配布	高校生模擬議 会の開催	まちづくり アンケート の実施
進捗状況	実施中	町民参 定の必要 町政への また、平	性は無い 参加の推 成30年原	・ゲグループ! と判断しました 進に取り組ん	た。今後とも、 ,でいきます。 身近に町政を	を進め、子ども条 新しい手法を研 E感じてもらうよう	究しながら、引き	続き子どもの

【担当:まちづくりグループ・全グループ】

取約	組内容	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度				
-	の町政へ		参加率向上の推進									
の参加	ロの推進	9	月女共同参画	画推進条例の調	終]査·研究							
進 捗 沢	実施中	参加率 す。なお、		っては、第42]参画推進条			されに基づき取り 重ねた結果、条付					

【担当:まちづくりグループ・全グループ】

取約	組内容	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度								
	「参加し い手法の		「まち育」講座、「まち育」出前講座の実施													
進捗状況	実施中	情報共	有と町民参	·· 参加の新しい		【現状・今後の方向性】 情報共有と町民参加の新しい手法として「まち育」講座、「まち育」出前講座を制度化し しています。今後においても、ワークショップ等町民が参加しやすい手法を検討していきま										

第4章 住民投票

アクションプラン 5

「住民投票制度の創設」

現状と課題	自治基本条例第17条及び第18条において、「常設型」の住民投票制度を見据えた規定が置かれており、この規定に基づき具体的な手続等を定める条例及び施行規則の制定が必要です。
今後の取組	●住民投票条例及び施行規則の制定●住民投票制度の周知

	こまり ノヘ	ツソル	_/_											
取約	組内容	平成2	3 年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成 2	7 年度	平成 2	8年度	平成 2	9 年度	平成3	0年度
	投票制度)周知	町民への職員研修	-		住民投票条例の周知 「まち育」出前講座での周知									
		1,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		の方向性]	٠,٠	り目」	山別碑		기미재				
進捗状況	実施中	住民	からの)要望によ	り、「まち育	到出前講.	座での	説明、	周知を	を行いる	ます。			

第6章 協働・コミュニティ

アクションプラン

6

「協働の推進」

現状と課題

国ではこれまで行政が担ってきた業務や、行政だけでは実施が困難であった業務を町民の参加と選択のもとで、NPOや企業等が一部の公共サービスの提供主体となる「新しい公共」を推進するため支援事業を展開しています。本町においても、協働を推進していくべきと考えますが、「協働=行政の下請け」とならないように、町民、NPO等の各種団体が協働事業を提案できる制度を検討していく必要があります。

今後の取組

- ●協働を推進する制度の検討
- ●協働指針・マニュアルの作成

取約	組内容	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
	・推進する 『の検討	制度の検討			制度の推	進·研究		
進捗状況	実施中		ずにかかる「ま		奨励事業」に [・] るための制度			を促進します。

第9章 行政運営

アクションプラン 7

「総合計画の適正な運用」

現状と課題	平成28年度から平成38年度までの11年間を計画期間とした、第6期美幌町総合計画が策定され、今後は、毎年度進捗管理を行うとともに、実施計画の公表を行います。
	●実施計画の進捗管理 ●総合計画と他の計画との整合性 ●第6期総合計画策定及び検討内容の公表 ●総合計画条例の検討

【担当:まちづくりグループ】

取約	組内容	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
	計画の 渉管理	進捗状況の 調査・結果 公表	進捗管理・公表	進捗管理・公表	進捗管理 ·公表	進捗管理 ·公表	進捗管理 ·公表	進捗管理 ·公表	進捗管理 公表
進捗状況	実施中	平成23		 Eについて	は、実施計画 を公表してい	īの実施結果 [:] Nきます。	を公表してお	り、今後におい	>ても計画の

【担当:全グループ】

取約	組内容	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成2	6 年度	平成2	7 年度	平成28	年度	平成2	9 年度	平成3	0年度
総合計画と 他の計画と の整合性 各種計画の策定時に総合計画との整合性を検証														
進捗状況	実施中	平成27	【現状・今後の方向性】 平成27年度に第6期美幌町総合計画(H28~38)が策定され、分野毎の計画策定に当たっては総合計画と整合性が図られるよう取り進めました。										当たっ	

(8)「健全な財政運営」

現状と課題	第2次美幌町財政運営計画の後期計画期間(平成30~34年度を迎え、人口減少や少子高齢化がさらに加速するとともに老朽化や耐震不足により多くの公共施設の整備が予想される事から、平成30年2月に計画の見直しを行い持続可能な行財政基盤の確保を行いました。しかしながら、厳しい財政状況であることに変わりはなく、今後も計画的な財政運営を行うとともに、町の財政状況について分かりやすく町民の皆様に説明する必要があります。
	●後期計画内容に沿った財政運営 ●予算、決算、財政状況等分かりやすい資料の作成

【担当:財務グループ】

	· 1/1/1/1// /	_		I				T	
取約	組内容	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
		完 京 財政運営 計画の見直し		毎年度「中	期財政試算(4年分)」を実	施 財政運営 計画の見直し		
進捗状況	実施中	平成29年	計画の見直し 【現状・今後の方向性】 平成29年度に財政運営計画の見直しを行いました。 また、今後も必要に応じて後期計画の見直しを行います。						

取約	組内容	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
予算、	決算、財政		\longrightarrow	\longrightarrow	\longrightarrow	\longrightarrow		
状況等	ミ分かりや				H27美幌町のことし の仕事作成・公表			H30美幌町のことし の仕事作成・公表
進		【現状・今後	の方向性】					
捗 状 況	実施中				見直しを進め、 えを進めていき		に作成し公表	しました。今後



「行政評価システムの再構築」

現状と課題	平成18年度から投資的経費のみについて行政評価を実施しておりますが、現在の評価システムは、制度面、運用面の双方において決して効果的なものとなっていないのが現状であります。厳しい財政状況の中、経営資源である「ヒト」、「モノ」、「カネ」を有効に配分し、最小の経費で最大の効果を挙げることが行政には求められております。そのためにも、事業の必要性、効率性、有効性、公平性、優位性の視点にたち、事務事業を進めていかなければならず、それらを評価し、その結果を予算へ反映させるシステムの構築が必要であると考えます。
	●行政評価システムの構築●行政評価条例の検討

【担当:まちづくりグループ】 取組内容 平成25年度 平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成24年度 平成30年度 7月 ステム 事後評価試行実施 電算システム 新年度予算へ反映 導入 (試行) 導 システムの効果検証 事中評価試行実施 新年度予算へ反映 (試行) 運用 システム構築: 試 入 システムの再構築(改修)を検討 行政評価シス 行導入 完了 テムの構築 事中評価試行 改 修 実施 新年度予算へ 反映(試行) システム検証 【現状・今後の方向性】 進 平成24年度に構築した行政評価システムを平成27年度に電算システム化し、運用して来 捗 実施中 ましたが、事務処理の効率化や評価結果の活用を促進させるため、行政評価システムの改修 状 を行い、様式等の全般的な見直しを行いました。 況

今後は、改修後の行政評価システムにより、予算査定での活用や公表を行います。

3)「危

「危機管理体制の整備」

	近年の突発的な豪雨の発生や東日本大震災により、本町においても地域防災計画の見直しの必要性が求められております。これらのことから、地域防災計画の見直し及び各種マニュアル等の見直し・整備を進めるとともに、避難勧告ガイドライン等を策定し、災害等の緊急時において総合的かつ機能的な活動が図れるよう体制を整備していく必要があります。
今後の取組	●地域防災計画の見直し●各種マニュアル等の見直し・整備●防災体制の整備

【担当:総務グループ】

取紀	組内容	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
地域『の見』	方災計画 直し	美幌町地域 の見	-	美幌町地	也域防災計画	の見直し	美幌町地域防災 計画の見直し	美幌町地域防災 計画の見直し
進捗状況	実施中	平成30年加しました。	十画について 度は、気象情 平成31:	報のほか災害 年度以降につ		1、北海道地 法令の内容(域防災計画に	準じ項目を追 し計画の更なる

追加【担当:総務グループ】

取紀	組内容	平成25年度	平成26年度平成27年度 平成28年度 平成29年度	平成30年度
	マニュア 見直し・	防災ガイドブックの作成 洪水ハザードマップの作成	各種マニュアル 各種マニュアル 防災ガポブックの作成 避難所運営 マニュアルの見直し の見直し 洗水ハザードマップの作成 マニュアルの作成 職員初動態勢マニュアルの作成 職員避難所開設マニュアル(水害編)の作成	防災Webマップ の作成
進捗状況	実施中			

取約	組内容	平成24年度	平成24年度 平成25年度 平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度									
防災の整	(体制 (強備	備蓄品及び資機材の整備										
進捗状況	実施中	備を進めてお	オとして平成2 3ります。なお	、31年度以		防災備蓄品0		難所等への整 災無線の更新				

第11章 条例の見直し等

アクションプラン 1

「条例の進捗管理」

現状と課題

自治基本条例を生きた条例とするためには、条例の運用状況を適正に管理していく必要があり、未整備の条例や制度については、速やか(1年以内を目標)に整備し、実行に移していかなければなりません。そのためには、庁内の推進体制を整えるとともに、町民の立場からこの条例を「守り育てていく」必要があるため、美幌町自治推進委員会を設置します。

今後の取組

- ●自治基本条例庁内推進委員会の設置:運営
- ●自治推進委員会の設置·運営

【担当:まちづくりグループ】

取約	組内容	平成23年度	平成2	4 年度	平成25年度	平成2	6年度	平成2	7 年度	平成2	8 年度	平成2	9 年度	平成:	3 0 年度
	本条例庁 委員会の 運営	定 定 定 で 力 推進 委員会 の 設置	→ 【置】 R推進 会							—					
進捗状況	実施中	庁内推	【現状・今後の方向性】 庁内推進委員会を設置するとともに、委員会の下部組織として町民参加・情報共有・服 参加のワーキンググループを設置し、調査、研究、検討を進めていきます。						町民						

<u> </u>	1. みり ノヽ	1710							
取	組内容	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
	台推進委 会の設置・	設置 委員会の 設置運営 (6回)	委員会 の運営 (1回)	委員会 の運営 (4回)	委員会 の運営 (6回)	委員会 の運営 (4回)	委員会 の運営 (1回)	委員会 の運営 (1回)	委員会 の運営 (6回)
進捗状況	実施中	平成23 例の見直	しを行い、	 員会を設 結果とし ⁻	て改正には至	りませんでした	と。平成31年	『成30年度に ■度におきまし 見を頂きます	ても、引き

条例の周知

アクションプラン

「住民への周知」

現状と課題

自治基本条例制定後においても、町民の皆様に条例の内容を理解していただくため、様々な手法を用いて説明をしていく必要があります。広報やホームページでの周知はもとより、各種団体等への説明会や、ワークショップ、パネルディスカッション、フォーラムなど町民参加型の新たな周知方法を検討し実施していきます。

今後の取組

- ●説明会・ワークショップ等の開催
- ●「まちづくりすいしんニュース(仮称)」の発行
- ●子ども向けパンフレットの作成

【担当:まちづくりグループ】

TET POST	7710 21									
取組内容	平成23年度 平成24	年度 平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成3	0 年度		
説明会・ワーク ショップ等の 開催	12月 各種団体等への説 を随時開催 (広報・HPで周知) 周知方法 継続的I		周知活動の実施							
進	の検討 施 【現状・今後のプ 「まち育」出前請 動をしていきまで	・・・・ す座での説明。	及び意見交換	を実施しまし	た。今後にお	いても、継続	的に周]知活		

【担当・よう ノ	(9) 10 01
取組内容	平成23年度 平成24年度 平成25年度 平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度
「まちづくりすい しんニュース(仮 称)」の発行	「まち育」新聞「まち育」新聞「まち育」新聞「まち育」新聞「まち育」新聞「まち育」新聞「まち育」新聞「まち育」新聞「まち育」新聞「まち育」新聞の発行(2回)の発行(2回)の発行(2回)の発行(1回)の発行(1回)の発行(1回)の発行(2回)の発行(1回)の理過
進	【現状・今後の方向性】 「まち育」新聞を平成23年度2回、24年度2回、25年度4回、26年度2回、27年度1回、28年度1回、29年度2回(H30.4.1号を含む)、30年度1回発行し、全戸配布いたしました。引き続き、行政の各分野における情報発信に努めていきます。

アクションプラン 17 「職員研修」

現状と課題	自治基本条例制定過程において、職員に対する説明会を実施し条例内容の周知に努めてきましたが、この条例をさらに深く理解し、条例に基づいたまちづくりを進めて行くために、職員に対する研修を実施します。 なお、新規採用職員に対しては、4月に行う研修のカリキュラムに組込み実施していきます。
今後の取組	●職員研修の実施

取約	組内容	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
	員研修)実施	新規採用職員 研修の実施、研 修の実施	新規採用職員 研修の実施 各G毎に研修 (OJT)			職員研修の (新規採用)		
進捗状況	実施中	また、全職 加のまちづく いては各グノ	現採用職員に 員に対しては りを進める上	平成24年度での課題」なる での課題」なる 治基本条例に	どについてグノ	務と自治基スレープワークな	本条例の関わ などを実施しま	り」、「町民参 にした。今後にお い、全庁的に

3 アクションプラン(平成29年度までに完了し、その後継続中の事業)

第2章 情報共有

アクションプラン 1

「情報公開の推進」

情報公開制度は、町民の知る権利を保障し、公文書の公開を請求する権利を明らかにしたものです。情報の共有を進める上でこの制度は欠かすことのできないものであるため、現在、未作成であるパンフレットを作成し、町民に対し制度の周知を図る必要があります。また、この制度を適正に運用させるためには、行政は制度の趣旨等を十分に理解し運用していかなければならないことから、運用マニュアルの作成が必要であります。公開できないものについては過去の判例に基づき整理を行い、職員が適正かつ迅速に対応できる体制を整備していきます。

●周知用パンフレットの作成
●運用マニュアルの作成
●運用マニュアルの作成
●審議会等の会議の公開に関する条例の制定

【担当:総務グループ】

取組	組内容	平成24年度			
	引パンフ ►の作成	パンフレット作成	⇒ 完 了 パンフレット設置		
進		【現状・今後の方向性】			
進	完了	パンフレットを作成しました。今後におい	っては、必要に応じて見直しを行うことを検討します。		

【担当:総務グループ】

取約	組内容	平成24年度	平成25年度	平成26年度
運用マルの作	?ニュア ≅成	マニュアルの	内容検討・マニュアルの作成	完了
進捗状況	完了	【現状・今後の方向性】	後においては、必要に応じて見直	しを行うことを検討します。

取	組内容		平成24年原	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
審議会等の会 議の公開に関 する条例の制 定				1月	3月制
			条例(案)の策定	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	議会 上程·議決
進捗状況	完了(継続中)	性を確保するために、具体	-規定されている会議の公 本的な制度について条例を 要に応じて見直しを行うこと	制定しました。今後にな	

2)

「情報提供の推進」

現状と課題	情報の共有を進める上で最も重要なものは、行政が保有する多くの情報を町民に提供していくことであると考えます。現状の広報媒体による提供に加え、新たな提供手法の検討を進めていく必要があります。 また、現代社会においてホームページは、重要な情報提供の手段です。平成27年度に町ホームページをリニューアルしましたが、さらに幅広い情報を迅速に提供できるようにする必要があります。
今後の取組	●各担当によるHP更新体制の整備 ●ホームページの内容の改善 ●積極的な情報提供

※HP=ホームページ

【担当:総務グループ】

取約	組内容	平成24年度	
各担当による HP更新体制 の整備		12月	1
		体制の整備	<u> </u>
進		【現状・今後の方向性】	
拨 状 況	(継続中)	各担当がHPを更新できるシステムを整備しました。今後においては、必要に応じて見直して行うことを検討します。	を

取紀	組内容	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	ムページ 容の改善	改善点の洗い出し	内容の検証・改善	内容の充実	リニューアル内容の充実 了
進捗状況	完了		- できるようにシステムを 委員会にて内容を検言	けし、27年度中にリニュ	信体制が整いました。 ーアルを行いました。今

「公文書の適正な管理」

現状と課題	「情報公開制度と行政文書管理は車の両輪」であると言われており、情報公開制度の充実を図るためには、適正に公文書を管理しなければなりません。このことは、適正な公文書の作成、保管、保存、廃棄を意味しており、これら一連の管理を全庁的に行っていく必要があります。 公文書は町民の財産であることの認識にたち、現状の公文書管理を改善する取組が必要であります。
	●ファイリングシステムの導入の検討●公文書管理条例の検討●公文書の手引きの作成

【担当:総務グループ】

<u> </u>	いりひ ノ	<u> </u>					
取組内	内容	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
ファイリ	_	ファイリング	\longrightarrow		ファノい	ングシステム本格	対道ス
システム入の検討		システムの調査・検討	モデルG導入 効果検証	効果検証· 導入意思決定	ファイワン (総務G、財務G、 まちづくりG)) グラステム 本代 (税務G、水道G、 環境生活G等)	(保健福祉G, 農業 委員会、経済部)
115	完了 継続中)	意思決定を あわせて、 今後はファ	度にモデルGでこ 図り、26年度から G内の全職員を イリングシステム	ファイリングシステ 528年度までの3 対象とした導入で が定着化するま ・行うなどの維持・	ムを試行導入、 み年計画で本格 研修・実地指導を で、導入後の維	25年度に効果の 導入を実施しま 実施しました。 持管理が重要と)検証と導入のした。

※ G = グループ

【担当:総務グループ】

取	組内容	平成23年度	平成24年度
公文書管理 条例の検討			完
		条例の調査・研究	条例制定可否の意思決定
進		【現状・今後の方向性】	
*************************************	完了(継続中)		を進めた結果、公文書管理条例は、文書管理 いる部分が多いため、ファイリングシステムの動

取約	組内容	平成24年度
公文書の手		完
	の作成	手引きの作成
進	_	【現状・今後の方向性】
進捗状況	完了	行政運営ワーキンググループおいて検討を進め、手引きを作成しました。 今後においても職員研修を活用し周知徹底を図っていきます。

第3章 町民参加

アクションプラン



「町民参加の機会の拡充」

現状と課題

町民参加は、町民主体のまちづくりを進めるうえで、最も重要な要素です。本町の町政への町民参加の現状は、行政が策定する各種計画やその見直しに当たり、審議会等やアンケート調査、パブリックコメントなどにより町民の皆様から意見をいただいております。今後、さらに町民主体のまちづくりを進めて行くためには、ワークショップや参加型パネルディスカッションなど新しい手法により、今まで以上に多くの方から意見をいただくことが必要であり、特に、女性や将来の担い手である子どもの町政への参加を推進していく必要があると考えます。

- ●青少年・子どもの町政への参加の推進
- ●女性の町政への参加の推進
- ●町民参加対象施設に関する規則の制定

今後の取組

- ●町民が参加しやすい手法の検討
- ●審議会等の見直し
- ●審議会等の委員の公募に関する条例の制定
- ●パブリックコメント手続き条例の制定

【担当:まちづくりグループ・全グループ】

取組内容		平成23年度
町民参加対象施 設に関する規則 の制定		規則の検討及び制定
進捗状況	完了(継続中)	【現状・今後の方向性】 平成24年4月1日から施行しました。今後においては、社会情勢の変化等を勘案し、必要に応じて見直しを行うことを検討します。

<u> </u>	しょり フィップ	//V ⁻ / ₁	
取	双組内容	平成23年度	平成24年度
審議会	会等の見直	審議会等の管理及び運営に関する 指針の策定(H24.3.29制定)	指針に基づく 附属機関条例 見直しの実施 案の策定 上程・議 決
進揚状況	完了(継続中)	の指針に基づき見直しを行い、さらには附属を 管理・運営の効率化を図ることを目的として、	討し、指針を策定しました。平成24年度には、こ 機関毎に定められていた条例を分かりやすさや 既存の条例を改廃・統合し、新設の附属機関を 制定しました。 今後においては、必要に応じて見

【担当:まちづくりグループ】

<u> </u>	123:655(7)/10 21					
取組内容		平成24年度				
審議会等の委員 の公募に関する 条例の制定		12月				
		条例制定可否の意思決定				
進捗状況	完了(継続中)	【現状・今後の方向性】 条例制定の必要性が無いと判断しました。今後においては、社会情勢の変化等を勘案し、 条例制定の必要性について検討します。				

取組内容 平成24			亚世04年度		
月	X祖内谷	平成24年度			
パブリ	リックコメ		6月	10月	3月 制定
	手続条例の	条例(案)の策定	自治推進 委員会へ 説明	パブリックコメント 手続の実施	定 議会 上程·議決
進捗状況	完了(継続中)	コメント手続制度は分の制度の継続性、安	上において別に第 権時代における町 定性を図るため、 しました。 今後にま	を例で定める委任規定は定めて 「民参加の手法において重要な 要綱という内部規範から条例を らいては、社会情勢の変化等を	制度であることから、こ 根拠とする制度に移行

第4章 住民投票

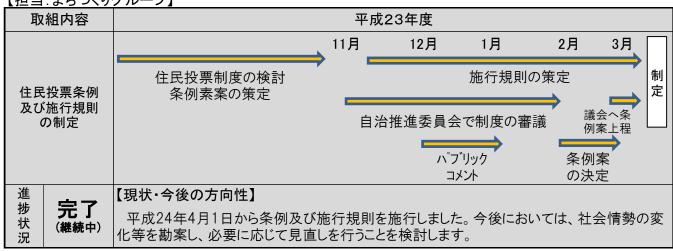
アクションプラン



「住民投票制度の創設」

現状と課題	自治基本条例第17条及び第18条において、「常設型」の住民投票制度を見据えた規定が置かれており、この規定に基づき具体的な手続等を定める条例及び施行規則の制定が必要です。
今後の取組	●住民投票条例及び施行規則の制定●住民投票制度の周知

【担当:まちづくりグループ】



第6章 協働・コミュニティ

アクションプラン



「協働の推進」

現状と課題

国ではこれまで行政が担ってきた業務や、行政だけでは実施が困難であった業務を町民の参加と選択のもとで、NPOや企業等が一部の公共サービスの提供主体となる「新しい公共」を推進するため支援事業を展開しています。本町においても、協働を推進していくべきと考えますが、「協働=行政の下請け」とならないように、町民、NPO等の各種団体が協働事業を提案できる制度を検討していく必要があります。

今後の取組

- ●協働を推進する制度の検討
- ●協働指針・マニュアルの作成

取組内容		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
協働指針・マニ		H. A.I.	10.71		10月
	ルの作成	指針・マニュアルの検討 		協働ハンドブックの作成 完成	
進	<u> </u>	【現状・今後の方向性]		
接 完了 他市町村の協働指針等を調査・研究し、平成27年10月に協働ハンドブックが完成 (継続中) に。今後も、各分野において協働の浸透と推進を図っていきます。				ンドブックが完成しまし	

第6章 協働・コミュニティ

アクションプラン



「協働の推進」

現状と課題

国ではこれまで行政が担ってきた業務や、行政だけでは実施が困難であった業務を町民の参加と選択のもとで、NPOや企業等が一部の公共サービスの提供主体となる「新しい公共」を推進するため支援事業を展開しています。本町においても、協働を推進していくべきと考えますが、「協働=行政の下請け」とならないように、町民、NPO等の各種団体が協働事業を提案できる制度を検討していく必要があります。

今後の取組

- ●協働を推進する制度の検討
- ●協働指針・マニュアルの作成

	<u>(紙のタス)</u> (組内容	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
協働指針・マニュ アルの作成					10月
		指針・マニュ	アルの検討	協働ハンドブックの	完成成
進		【現状・今後の方向性]		
・ 完了				ンドブックが完成しまし	

第9章 行政運営

アクションプラン



「総合計画の適正な運用」

現状と課題	平成28年度から平成38年度までの11年間を計画期間とした、第6期美幌町総合計画が策定され、今後は、毎年度進捗管理を行うとともに、実施計画の公表を行います。
	●実施計画の進捗管理 ●総合計画と他の計画との整合性 ●第6期総合計画策定及び検討内容の公表 ●総合計画条例の検討

【担当:まちづくりグループ】

取	組内容	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
第6期総合計画 策定及び検討 内容の公表		総合計画のあり方の検討 (予算との連動:評価できる計画へ向けて) 第6期総合計画の策定作業及び模		第6期総合計画の策定 党成 対対	
進捗状況	完了	【現状・今後の方向性】 町民主体で総合計画を策定するため「びほろみらいまちづくり会議」を組織するとともに、併せて庁内組織を立ち上げ、平成28年3月に策定されました。策定経過については、町ホームページに随時掲載し情報提供に努めています。また、総合計画・行政評価・予算・他計画が、ンクする仕組みを図りました。			

1世日 ようラスケンル ファ						
取組内容		平成24年度 平成25年度		平成26年度		
総合計画条例 の検討			→	部		
		条例制定可否の意思決定		条例一部改正。		
		【現状・今後の方向性】				
進	(継続中)					



「行政評価システムの再構築」

現状と課題	平成18年度から投資的経費のみについて行政評価を実施しておりますが、現在の評価システムは、制度面、運用面の双方において決して効果的なものとなっていないのが現状であります。厳しい財政状況の中、経営資源である「ヒト」、「モノ」、「カネ」を有効に配分し、最小の経費で最大の効果を挙げることが行政には求められております。そのためにも、事業の必要性、効率性、有効性、公平性、優位性の視点にたち、事務事業を進めていかなければならず、それらを評価し、その結果を予算へ反映させるシステムの構築が必要であると考えます。
	●行政評価システムの構築●行政評価条例の検討

【担当:まちづくりグループ】

	(注当・よう) フリル・フリ					
取組内容		平成24年度	平成25年度			
	評価条例 D検討	条例案の検討				
進		【現状・今後の方向性】				
接 完了 平成24年度から行政評価を試行導入しておりますが、その後においても内容ので (継続中) 込まれることから、当該システムの安定時期に併せて制定することとしました。						

アクションプラン



「行政改革の推進」

現状と課題	昭和61年に行政改革大綱を策定して以来、継続的に行政改革に取り組んできており、平成21年度には第3次行政改革大綱及び第4次実施計画を策定し、平成24年度には第5次実施計画を策定しました。 また、平成28年度には第4次行政改革大綱及び第1次実施計画が策定されました。
今後の取組	●第5次実施計画の策定

取	組内容	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
	第5次実施計画 の策定 第5次実施計画の策定 第5次実施計画の策定 第5次実施計画に基づき推進		第4次行政改革大綱及び 第1次実施計画の策定			
進 【現状・今後の方向性】						
· 状 況	完了(継続中)	平成27年度に第5次実施計画が終了したことに伴い、平成28年度には第4次行政改革大綱及び第1次実施計画が策定され、今後も行政改革の推進に取り組みます。				

「行政手続制度の適正な運用」

現状と課題	行政手続制度は、町民の権利利益を保障する手段として、事前手続のルールを定めることにより、行政運営における公正の確保と透明性を図ることを目的としています。この趣旨に基づき本町においては、平成8年に行政手続条例を制定しておりますが、必ずしも条例に沿った運用がなされていないのが現状であり、この制度を適正に運用していく必要性から審査基準の検証及び標準処理期間の設定を行うこととします。
今後の取組	●審査基準の検証 ●標準処理期間の設定·公表

【担当:総務グループ】

取組内容		平成24年度	平成25年度	
審査基準の検証		審査基準の検証	12月 完 完 ア マージへ掲載	
進揚状況	完了(継続中)	【現状・今後の方向性】 行政運営ワーキンググループで検証し、担当	当グループで審査基準を整理しました。	

取約	組内容	平成23年度	平成24年度	
標準処理期間の設定・公表		標準処理期間の設定		
進捗状況	完了(継続中)	【現状・今後の方向性】 行政運営ワーキンググループで検証し、担意	当グループで標準処理期間を整理しました。	

「政策法務の推進」

現状と課題	地方分権改革の進展に伴い、自治体の法令の自主解釈権が認められるとともに、条例制定権が拡充されました。このような中で、行政は自主的・自立的な行政運営を行い、地域の課題を解決する政策を実現するために、こうした権限を十分に活用していく必要があります。これらの権限を活用していくためには、「政策」と「法務」を結合し、政策法務の管理を徹底するための組織体制の構築が必要であると考えられます。政策を推進する「企画調整部門」、個別の政策課題に取り組む「担当課」、法的な視点から政策をサポートする「法制担当部門」が、役割を分担し、連携を図ることで、地方分権時代の政策法務マネジメントが可能となると考えます。
今後の取組	●政策法務推進体制の整備

【担当:総務グループ・まちづくりグループ】

	<u>・心のカンル</u> 組内容			平成26年度	平成27年度
	政策法務推進 体制の整備 政策法務の定義付け 及び現状の課題の洗い出し		政策法務推進体制の 検討	各部門間の連携強化	
進捗状況	完了	【現状・今後の方向性】 政策法務推進体制については、検討の結果、現行の体制を継続し、各部門間の連携を強化することといたしました。			

アクションプラン 14 「公益通報制度の創設」

現状と課題	近年、企業の不祥事が内部告発により明らかになるケースが増加しており、消費者や公益を 擁護するために行われた従業員等の行動に対して、解雇等の不利益な処分がなされるのは 不当であり、これを防止する目的で、平成18年4月に公益通報保護法が施行されました。一 方、地方自治体においても入札談合への関与などの不祥事が後を絶ちません。これらの状況 から、本町においても法令遵守(コンプライアンス)の確保と、公益のため通報を行った職員が 不当な取扱いを受けず、保護されるための制度を整備する必要があります。
今後の取組	●法令遵守推進条例の制定

取	組内容	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	遵守推進	条例骨子の策定	条例案の策定	議会へ条例案上程制
条例0	の制定			
				施行規則の策定
`#		【現状・今後の方向性】		
進 捗 状	完了	プラン当初においては、公益通的に法令遵守を推進する必要性		おりましたが、検討の結果、総合
況	(継続中)	た。(H27.3) 今後においては、社		
		検討します。		

条例の周知

アクションプラン

<u> 16)</u>

「住民への周知」

現状と課題

自治基本条例制定後においても、町民の皆様に条例の内容を理解していただくため、様々な手法を用いて説明をしていく必要があります。広報やホームページでの周知はもとより、各種団体等への説明会や、ワークショップ、パネルディスカッション、フォーラムなど町民参加型の新たな周知方法を検討し実施していきます。

今後の取組

- ●説明会・ワークショップ等の開催
- ●「まちづくりすいしんニュース(仮称)」の発行
- ●子ども向けパンフレットの作成

取	組内容	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
子ども向けパンフレットの作成		パンフレットの作成関係部局との協議			
進揚沢況	完了(継続中)	【現状・今後の方向性】 パンフレットの作成に [*] 例の手引きを作成しま	- ついては、美幌高校手		よりマンガ版自治基本条